

建築に関する業務の職務経験について

(1) 職務経験の取扱いについて

- ① 建築に関する業務の職務経験とは、建築の業務に従事した経験を指します。
- ② 対象となる期間は、**資格取得後から令和6年3月31日まで**です。申込み時点で在職中の場合は、令和6年3月31日現在で計算してください。
- ③ 雇用形態にかかわらず、**同一の事業所に週30時間以上**の勤務を**6月以上継続**して就業していた期間を対象とします。※連続した更新を含みます。
- ④ 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りません。
- ⑤ 休業等(傷病、出産、育児、介護、修学など)で、実際に従事していない期間が連続して1ヵ月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験期間から除きます。休業等の期間を除き、休業前後の職務経験期間の合計が6月以上となるときは、受験資格を満たす職務経験期間となります。
- ⑥ 最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、勤務していた事業所の「職歴証明書等」を提出していただきます。受験資格の職務経験年数が確認できない場合は採用されません。

(2) 職務経験期間の計算について

- ① 年数は、勤務を開始した日(起算日)から翌年の起算日と同じ月日の前日までを1年として計算します。
 [例1] R2.4.1~R4.3.31 ⇒ 2年
 [例2] H28.9.15~H29.9.14 ⇒ 1年
- ② 月数は、起算日から翌月の同じ月日の前日までを1月として計算し、1月未満の残りの日数は切捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
 [例3] H25.5.15~H30.6.20 ⇒ 5年1月6日 ⇒ 5年1月
 [例4] R2.3.2~R4.3.31 ⇒ 2年0月30日 ⇒ 2年1月

